

当組合の「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関の認定について

鹿児島興業信用組合(理事長 西田 輝樹)は、経済産業省・中小企業庁が進める中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定において、各金融機関、税理士、公認会計士等とともに第一弾の認定を受けました。

本法律は、多様化した中小企業の経営課題に対応すべく、専門性の高い支援を行う観点から創設されたもので、金融・税務・企業財務等に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を支援機関として認定することで、支援の担い手を多様化・活性化させ、専門性の高い支援体制を整備することを目的としています。

当組合では、全34店舗において、経営状況の分析、事業計画作成支援等の相談業務、中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による支援、信用保証協会の保証付与による資金調達支援を行います。

当組合は今後とも地域密着型金融の取組みを通じて、地域経済の活性化に貢献してまいります。

記

【支援内容】

- 当組合窓口相談業務の具体例
事業計画作成支援
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家派遣等
- 信用保証協会「経営力強化保証制度」による支援
お客様の信用力に応じて保証料が減額される仕組みです。本制度の利用により、保証料の優遇が受けられます。

当組合では、地元企業の皆さまに身近でよりきめ細かなサービスを行い、従来以上に地域密着型金融を実践してまいります。

・相談受付窓口

当組合全本支店でご相談を受付いたします。

・認定日

平成24年11月5日（月）

※「中小企業経営力強化支援法」

（目的）

経営力強化支援法は、中小企業の抱える経営課題が多様化・複雑化している現状に対応し、商工会や商工会所など従来の中小企業の支援者に加え、信用組合をはじめとした地域金融機関や税理士など新たな支援事業の担い手として「経営革新等支援機関」に認定を受け専門性の高い支援に貢献することを目的とする。